

非上場投資信託受益権の振替制度開始に伴う証拠金等の取扱いの整備のための  
先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則等の一部改正について

平成18年12月 4日  
株式会社東京証券取引所

当取引所は、下記のとおり、先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則等の一部改正を行い、平成19年1月4日から施行します。(詳細は、規則改正新旧対照表を御覧下さい。)

今回の改正は、非上場の投資信託受益権について、平成19年1月4日より株式会社証券保管振替機構において、社債等の振替に関する法律(以下「社振法」という。)に基づく振替制度が開始されることに伴うものです。

なお、株式会社日本証券クリアリング機構においても、取引証拠金等の代用非上場投資信託受益証券について、同様の規則改正が行われます。

記

改正概要	(備 考)
1. 証拠金の代用有価証券	
顧客が、先物・オプション取引に係る証拠金の代用有価証券として、取引参加者に非上場投信を差し入れ又は預託する場合には、社振法に基づく口座の振替により行うものとし、当該差し入れ又は預託を行うときは、あらかじめ取引参加者の同意を得るものとします。	・先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則第26条第4項等
2. 信認金及び取引参加者保証金の代用有価証券	
取引参加者が、信認金又は取引参加者保証金の代用有価証券として、非上場投信を預託する場合においても、口座の振替により当該預託を行うものとします。	・信認金、取引参加者保証金及び発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則 別表第6号

施行日

平成19年1月4日から施行します。

以上